

法定代理受領通知書について

令和7年度 障害福祉サービス事業者等集団指導

法定代理 受領通知書 とは

法定

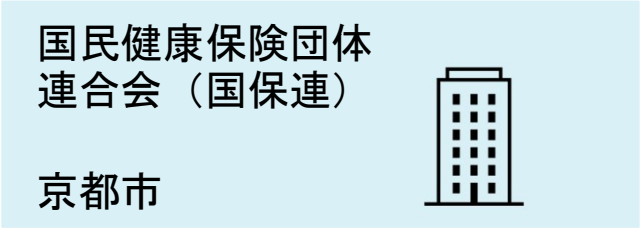
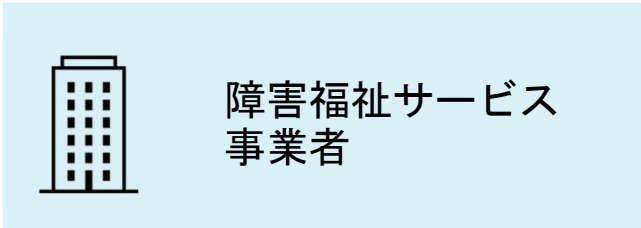
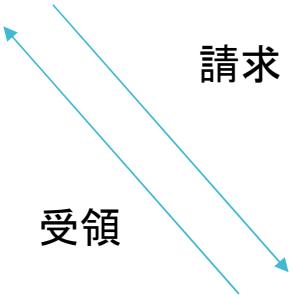
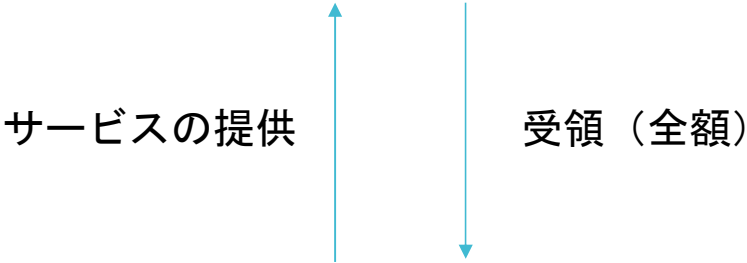
代理

受領

通知書

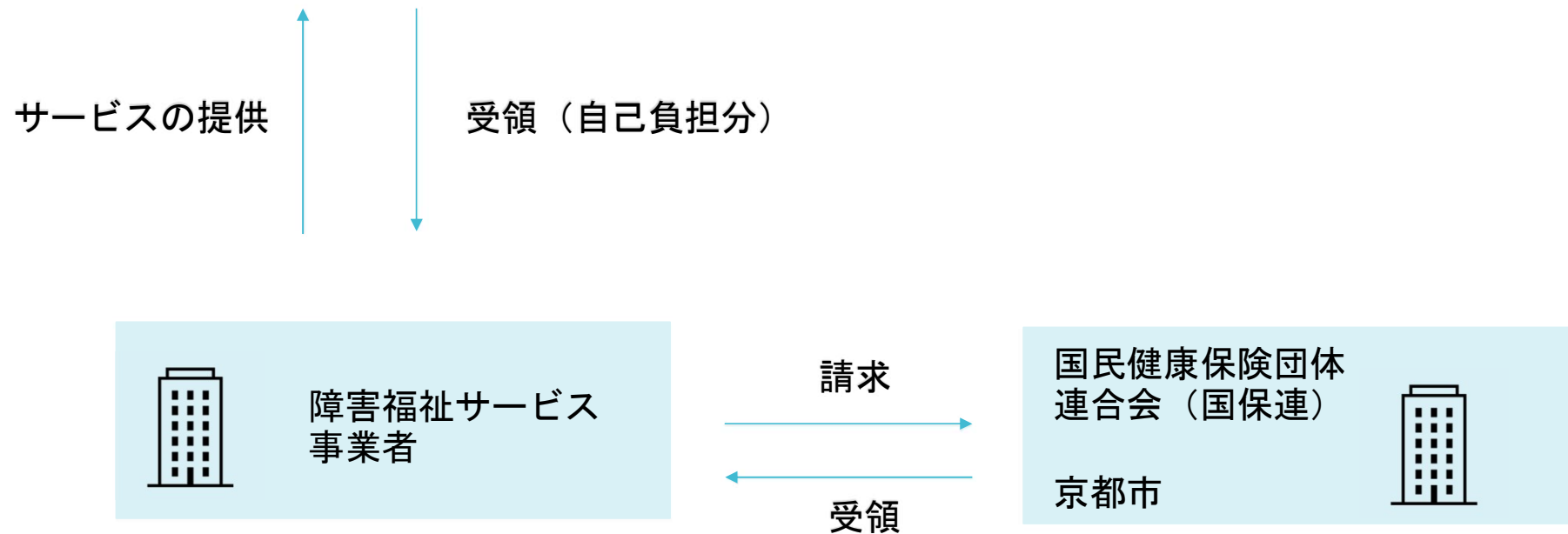


償還払い



法定代理受領

(障害者総合支援法第29条)



法定代理 受領するのは いつか

者

法定代理受領

(障害者総合支援法第29条)

受領 (自己負担分)

祉サービス

請求



受領

国民健康保険団体
連合会 (国保連)

京都市





障害福祉サービス
事業者

サービス提供月



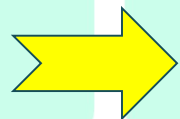
利用者

サービスの提供



障害福祉サービス
事業者

4 月
サービスの提供



翌月



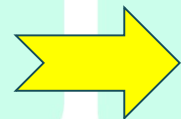
障害福祉サービス
事業者

請求

国民健康保険団体
連合会（国保連）
京都市



5 月
中旬までに給付費を請求



翌々月



障害福祉サービス
事業者

受領

国民健康保険団体
連合会（国保連）
京都市



6 月
中旬以降、給付費の受領

法定代理受領 通知書

令和 年 月 日

介護給付費等の受領のお知らせ
(法定代理受領のお知らせ)

様

事業者名
代表者名

様に提供した下記のサービスに要した費用について、京都市から下記のとおり利用者様に代わり支払いを受けましたので、お知らせします。このお知らせの内容に疑義がある場合、当事業所もしくは京都市にお問い合わせください。

記

サービス提供年月		令和 年 月	
サービス名			
受 領 日		令和 年 月 日	
代理受領金額		金	円
代理受領額の内訳	サービスに要した 費用の全体の額 (A)	金	円
	利用者負担額 (B)	金	円
	介護給付費等 代理受領額 (A)－(B)	金	円

※様式は問いません。

法定代理受領 通知書の まとめ

<交付対象者>

障害福祉サービスを提供し、代理受領を行なっているのであれば、
（自己負担の有無を問わず）利用者全員に交付してください。

<作成にあたって>

日付、自治体名、金額等に注意して、作成してください。

<交付時期>

通知書を渡されるのは、給付費の受領後に行ってください。

根拠法令

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）

（介護給付費の額に係る通知等）

第二十三条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、第二十一条第二項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。